

|               | 改定理由  | 改定内容   | 改定箇所   |
|---------------|---|--|--|
| 5<br>がん<br>共通 | 国の「地域保健・健康増進事業報告」の様式変更に伴う様式変更   | <p>「受診者数」欄に内数として「国民健康保険の被保険者数」の欄を新設</p> <p>精密検査結果のうち、「〇がん」を「〇がん（転移性を含まない）」に修正</p> <p>「」 「原発性〇がん」の欄を削除</p> <p>「」 「続発性〇がん」の欄を削除</p> <p>「」 「〇がん以外の疾患」を「〇がん以外の疾患（転移性の〇がんを含む）」に修正</p> <p>（肺）「肺がんのうち、臨床病期Ⅰ期」を「肺がんのうち臨床病期0-Ⅰ期」に分割</p> <p>（大腸）精密検査結果欄に「腺腫のあった者」、「最大の腺腫の大きさ」「直径10mm以上の腺腫」「直径10mm未満の腺腫」欄を追加</p> <p>（子宮頸）精密検査結果欄を以下のとおり修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「がんのうち微小浸潤がん」を「がんのうち進行度がⅠA期のがん」に変更</li> <li>「CIN3又はAIS」を「AIS」と「CIN3」に分割</li> <li>「CIN3又はCIN2のいずれかで区分不可（HSIL）」の欄を新設</li> <li>「腺異形成」の欄を削除</li> <li>「がん及びCIN（異形成等）以外の疾患」を「がん、AIS及びCIN以外の疾患（転移性の子宮頸がんを含む）」に変更</li> </ul> <p>（乳）「判定不能」を「判定不能 N-1」と「判定不能 N-2」に分割</p> <p>（乳）精密検査結果欄に「早期がんのうち非浸潤がん」の欄を追加</p> | がん検診受診者名簿<br>がん検診結果集計表<br>肺がん検診チェックリスト（区市町村用）  |
|               | 区市町村用チェックリストに項目追加（国のチェックリストには存在する項目）                                    | <p>（胃以外）「要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名の一覧を提示しているか。」を追加</p> <p>（胃以外）「上記の要精検者に提示した受診可能な精密検査機関に対し、可及的に精密検査結果の報告を求めているか。」を追加</p> <p>「受診率を検診機関別に集計しているか。」を追加</p> <p>（乳）「視触診を併用している場合、がん発見率（早期がん割合・陽性反応適中度）を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか。」を追加</p>   | がん検診チェックリスト（区市町村用）   |
| 胃             | 「胃がん検診間接エックス線写真読影の診断基準」の更新  | 日本消化器がん検診学会胃がん検診精度管理委員会による最新の判定区分に更新   | （別紙2）「胃がん検診間接エックス線写真読影の診断基準」<br>（様式4号）胃がん検診結果記録票   |
| 肺             | 日本肺癌学会の「肺癌取扱い規約」が改訂されたことによる修正   | <p>「2 胸部エックス線検査」の撮影方法及び「3 胸部エックス線写真の読影方法」の説明文を国立がん研究センターの精度管理項目等に従い修正<br/>（詳細は別紙2「新旧対照表」のとおり）</p> <p>引用元の「肺癌取扱い規約」中「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会編）の改訂後の表を引用すべきところ、改訂前の表を引用しているため、当該表を差替（別紙2及び3）及び新規追加（別紙4）</p>  | 東京都肺がん検診のための精度管理のための技術的指針<br>（別紙1）仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目<br>（様式9号）肺がん検診チェックリスト（検診実施機関用）<br><br>（別紙2）「肺がん検診における胸部エックス線検査の判定基準と指導区分」<br>（別紙3）「肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分（2016改訂）」<br>（別紙4）「喀痰細胞診における異型扁平上皮細胞及び扁平上皮癌細胞の判定基準（2016改訂）」 |
| 大腸            | 文言の修正   | 「精密検査依頼書・結果報告書」の精密検査結果の欄の「部位」の中の文字が途中で切れているため修正  | （様式5号）大腸精密検査依頼書  |
| 子宮頸           | 日本産婦人科学会・日本病理学会の「子宮頸癌取扱い規約」が改訂されたことによる修正                                | 「1 検査の精度管理（4）検診実施機関における子宮頸部細胞診検体採取」の「イ 細胞診は、直視下に（中略）迅速に処理（固定など）する。」の「（固定など）」を削除し、「処理※」修正し、「※採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。」を追記  | （別紙1）仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目<br>検診実施機関用チェックリスト   |
|               | 文言の修正   | 区市町村用チェックリストにおいて、「3 受診者への説明および要精検者への説明」の各項目が「～している。」という表現になっているため、「～しているか。」という表現に修正  | （様式8号）子宮頸がん検診チェックリスト（区市町村用）  |
| 乳             | 「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き」及び日本医学放射線学会・日本放射線技術学会の「マンモグラフィガイドライン」が改訂されたことによる修正 | 「第5版」→「第6版」の表記の修正のみ  | （別紙1）仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目<br>（別紙3）検診マンモグラフィの読影基準<br>（様式9号）乳がん検診チェックリスト（検診実施機関用）   |
|               | 文言の修正   | <p>受診票の様式に誤って「未婚」・「初婚（ 歳）」を問う欄が残っていたため、削除</p> <p>最下段の「判定」欄について、「判定」の文言をそれぞれ「病変1の判定」、「病変2の判定」と修正</p> <p>「病変1」及び「病変2」欄の「スキピュラ」を「スピキュラ」に修正</p>  | （様式2号）乳がん検診受診票<br>（様式4号）「マンモグラフィ結果記録票」   |